地 域公共交通 の活 性 化及び再生に関する法律及び独立 ·行政法· 人鉄道 建設 運 輸施設整備支援機構 法 .. (T)

部を改 正 する。 法 律の 施行 に · 伴 う 関 係 政 令  $\mathcal{O}$ 整備 に . 関 す る政令 案 要 綱

第一 独立行政法人鉄道 建設 運輸: 施設整備支援機構法施 行令の一 部 改正

独立行政法人鉄道 建設・ 運輸施設整備支援機構が行う出資等の業務に係る勘定における毎事業年度に

おいて国 庫 に納付すべき額 は、 当 該· :事業年度における独立行政法人通則法第四十四条第一項に規定する

残余の額に百分の九十を乗じて得た額とすること。

(第十二条関係

独立行 政 法 人鉄道 建 設 運 輸 施 設 整 備 支援機 構が行う出 資等の業務に係る勘定における 玉 庫 納 付 金に

<u>つ</u> 7 、ては、 財政投融資特別会計 の投資勘定に帰属させるものとすること。

(第十六条関係)

第二 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 附則

この 政 令 は 地域公共交通 の活 性化及び再生 に関する法律及び独立行政法 人鉄道 建建設 運輸施設整備支

援 機構 法 。 の 一 部を改正する法律の 施行の日 から施行するものとすること。